

奄美市教育・保育施設等利用のしおり

目次

1. 子ども・子育て支援新制度について----- P.1
2. 教育・保育を受けられる施設、事業等について----- P.1
3. 支給認定について----- P.2
4. 利用申請に必要な手続き、その他----- P.3
5. 支給認定と利用の手続きの流れ----- P.4～6
6. 利用開始後について----- P.7～8
7. 市外の保育施設の利用申請（広域入所）----- P.9～10
8. 該当する場合のみ必要となる資料----- P.11
9. 保育の必要性および認定期間について----- P.12
10. 保育所利用料について----- P.13
11. 給食費免除範囲について----- P.14
12. 各種利用料のお支払い方法----- P.15

※次ページからの案内をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、奄美市各総合支所担当課（下記問い合わせ先）までご連絡ください。

【問い合わせ先】

名瀬総合支所	こども未来課こども保育係	☎ 0997-52-1160
笠利総合支所	いきいき健康課介護福祉係	☎ 0997-63-2299
住用総合支所	市民福祉課福祉係	☎ 0997-69-2111



(c) 奄美市

☆「奄美市教育・保育施設等利用のしおり」は保育施設在籍中、家庭で保管してください。

1. 子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国的に施行された新たな制度です。おもな目的は次の3点となります。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

2. 教育・保育を受けられる施設・事業等について

幼稚園

- ・ 3～5歳
(私立幼稚園は満3歳～5歳)
- ・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
- ・ 8:30～14:00
- ・ 14時以降は預かり保育を実施

保育所

- ・ 0～5歳
- ・ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
- ・ 7:00～18:00 (世帯ごとの認定による)

認定こども園

- ・ 0～5歳
- ・ 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う
- ・ 世帯の状況に合わせて、利用可能時間は異なる

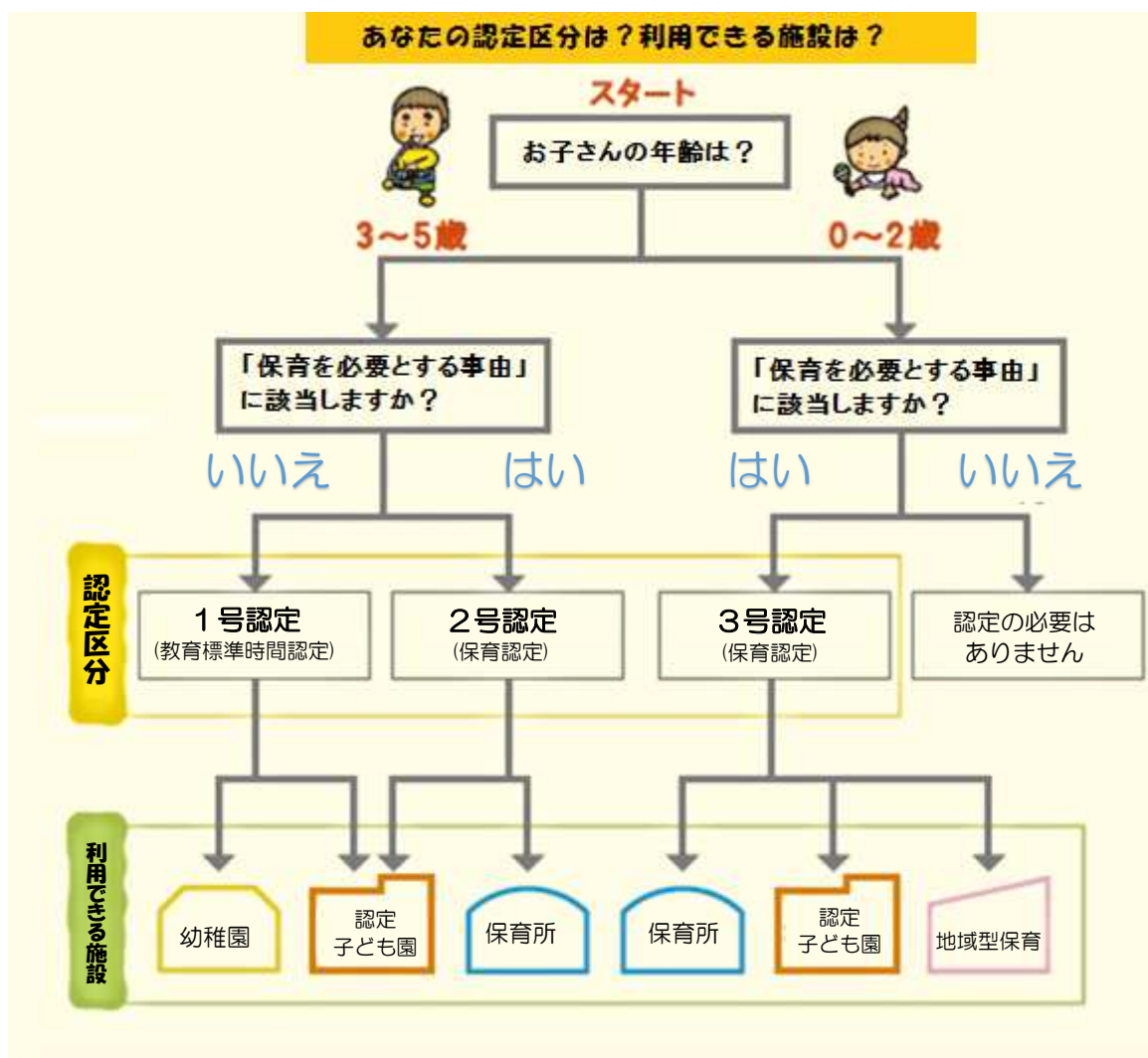
地域型保育

- ・ 0～2歳
- ・ 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で子どもを保育
- ・ 7:00～18:00 (世帯ごとの認定による)

3. 支給認定について

市町村が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無や、お子さんの年齢といった客観的基準に基づいて、3つの区分に「認定」し、教育・保育の「給付」を行います。このため、施設や事業の利用申し込みに加えて、支給認定の申請が必要になります。また、認定された区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。

利用できる教育・保育施設や事業は、下記のフロー図をご参考ください。



◇ 教育施設の利用をご希望の場合

希望施設へ「1号認定」の申請を行う必要があります。また、次項以降で案内する「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育の無償化を希望する場合は、「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

◇ 保育施設の利用をご希望の場合

奄美市各支所保育担当課へ「2号認定」、「3号認定」の申請を行う必要があります。また、2号・3号認定を受けるには、次頁以降で案内する「保育を必要とする事由」が必要となります。

4. 利用申請で必要な手続き・その他

(1) アレルギーを持つお子さまの利用申込みをする場合

◇アレルギーを持つお子さまの利用申し込みについては、事前に病院で検査を受け、生活管理指導表の提出が必要です。また、医師の診断がない場合、除去食は実施できません。あらかじめ利用希望の施設に利用の可否についてご確認のうえお申し込みください。なお、利用可否のご確認をなさらずに入所に至った場合、施設の状況によっては、入所（園）を取り消すこととなりますのでご注意ください。

(2) 児童に食べさせたくない食品がある場合

◇上記と同様に医師の診断書がない場合は除去食の対応はできませんので、お弁当を持参してもらうなど保護者のご協力が必要となる場合があります。あらかじめ利用希望の施設に利用の可否についてご確認のうえお申し込みください。なお、利用可否のご確認をなさらずに入所に至った場合、施設の状況によっては、入所（園）を取り消すこととなりますのでご注意ください。

(3) 障害を持つお子さまの利用申込みをする場合

◇障害を持つお子さまの利用申し込みについては、あらかじめ利用希望施設に利用の可否についてご確認のうえお申し込みください。なお、利用可否のご確認をなさらずに入所に至った場合、施設の状況によっては、対応が出来ない場合がありますのでご注意ください。

(4) 育児休暇明けでお子さまの保育施設利用申し込みをする場合

◇育児休暇から復帰することが決まっている方で、新生児およびそのきょうだいの保育施設への入所を希望される場合、「ならし保育」を利用できます。利用開始日は育児休暇明けの職場復帰日の2週間前です。

※ただし、4月1日入所のお子さまは4月1日からのならし保育となります。

(5) その他

◇保育標準時間の早朝・夕方ほどの施設も少人数の職員で対応します。安全性を考慮し、特に月齢の低い児童については、対応できない場合もあります。くわしくは、施設へお尋ねください。

◇入所開始後のならし保育は、お子様が施設・食事に慣れフルタイムで保育できるまでは短い時間でのご利用となります。期間については児童によって異なります。

◇認定されている保育時間を超えて保育を必要とする場合は、施設の開設時間内で、保育を延長することができます。その場合の延長料金については各施設にご確認ください。

【0歳児の保育について】

- ・施設によって保育開始の月齢や保育の時間帯等が異なります。生後6か月未満の児童を預けたい方は、あらかじめ希望施設にご確認の上、お申し込みください。
- ・保育施設では哺乳瓶からミルクが飲めることが必要となります。ご家庭で事前にミルクトレーニングをお願いします。

5. 支給認定と利用の手続きの流れ

1号認定の場合

(幼稚園、認定こども園)



1. 幼稚園などの施設に直接申し込みを行います。
2. 施設から入園の内定を受けます。
3. 施設を通じて市に認定を申請します。
4. 支給認定通知書を交付します。

2号・3号認定の場合

(保育所、認定子ども園、
地域型保育)



1. 市に支給認定申請書兼施設入所（園）申込書等の必要書類を提出します。
2. 申請者の希望、保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整*をします。
3. 利用調整の結果、入所が内定した方には市役所から連絡します。待機となった場合は、初回のみ入所保留通知が郵送されます。
4. 内定した方はお子さまの健康診断書と市が発行する通知を持って、施設で面談を行い適切と認められた場合、入所の最終決定となります。

※利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、世帯の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うことです。ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先度があがる場合があります。

※申請後、申請内容と状況が異なっているなど虚偽の申請が判明した場合には、利用調整のやり直しや決定の取消しなどを行いますので、申請関係の書類は厳正に作成してください。なお、申請後に世帯の状況に変更が生じた場合はすみやかに手続きをさせていただきます。



(1) 支給認定申請・施設入所(園)申請

- ◇ 支給認定と保育施設利用の申請は同時に行っていただきます。名瀬総合支所こども未来課または笠利総合支所いきいき健康課、住用総合支所市民福祉課(以下、奄美市各総合支所保育担当課)で受け付けます。
- ◇ 申請書類に不足がある場合は、利用開始希望月の申請期限までに必ずご提出ください。書類が揃わない場合、支給認定の対象外となるため利用調整にすることができません。ご注意ください。
- ◇ 申請期限は利用開始希望月によって異なります。利用申請をする場合は、必ず期限までに手続きをしてください。

◆ 4月利用希望の場合の支給認定申請・保育施設利用申請

申込方法	オンライン申請(窓口申請をご希望の方はお問い合わせください)
受付期間	前年11月頃から受付開始(但し、日程変更する場合があります)
受付時間	受付期間開始日から受付期間末日の23時59分申請完了分まで

◆ 5月以降利用希望の場合の支給認定申請・保育施設利用申請

申込方法	オンライン申請(窓口申請をご希望の方はお問い合わせください)
受付期間	利用希望月の3カ月前から前月10日まで(10日が休日の場合は前営業日まで)
受付時間	受付開始日から受付期間末日の23時59分申請完了分まで

(2) 支給認定通知

- ◇ ご提出いただいた書類をもとに、認定の可否について結果を通知します。(支給認定については2ページをご覧ください。)
- ◇ 支給認定を受けた方には、市から「支給認定通知書」を交付します。(支給認定の確認作業に時間を要するため、支給認定通知書の交付は利用調整の結果通知と一緒にを行います。)

(3) 保育施設利用の可否

- ◇ 支給認定後に保育施設利用の調整を行います。また、申込順に決定するものではありません。
※ただし、4月利用開始の調整は1次募集期間内にお申し込みのあったものを1次調整として行い、2次募集期間以降のお申し込みは、保育施設に余裕がある場合のみ2次調整として調整を行います。
- ◇ 定員を超える申込みがあった場合、①保育の必要性の事由と②優先度を点数化して、その合計に基づいて利用調整を行い、必要性の高いお子さんから入所の案内をします。
- ◇ 申請書に記載された希望施設以外の利用調整は行いません。複数の施設を希望される場合は、第6希望まで申請書へご記入ください。調整の結果、ご希望に添えず第2希望以降の施設になったり、入所保留(待機)になる場合もございますのであらかじめご了承ください。

- ◇ 利用調整の結果、内定の連絡を受けた場合「健康診断」、「アレルギーの有無やその程度」、「障がいの有無やその程度」及び「施設との面談」の結果によって最終的に入園決定となります。状況によって必要な保育士・保育補助者等が不足するなどの理由から入園ができないこともありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 保育施設利用の通知・保育施設利用説明会

- ◇ 新年度4月入所の決定については、おおむね2月上旬に申込期間内に申込みのあった方から「入所承諾書」の送付により、通知する予定です。
- ◇ 5月1日以降の入所の決定については、利用できる方に対して、おおむね入所月の前月20日ごろまでに連絡し、後日「入所承諾書」、「支給認定通知書」をお渡しします。
- ◇ 利用調整の結果、入所できなかった世帯については、保育所入所保留通知を送付し、待機となります。
- ◇ 入所保留となった場合は、保育の認定期間内については、申請の変更や取下げなどをされない限り、引き続き利用調整いたします。
- ◇ 内定の連絡がありましたら、健康診断を受診して健康診断書を奄美市各総合支所保育担当課へご提出ください。その後、施設で「面談」、「施設利用の説明」を受けてください。お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんをご同行ください。
4月入所のお子さんについては、合同での説明となる場合もあります。施設からのお知らせをお待ちください。

6. 利用開始後について

保育の必要量

保育の必要量とは保育所に預けられる時間のことです。

保育認定を行うと同時に保育の必要量の認定をします。

保育標準時間 (11時間) 7:00~18:00	<ul style="list-style-type: none">・両親のいずれもが月120時間以上就労する場合・父親が就労し、母親が妊娠・出産することにより、家庭で子どもを保育することが困難な場合・ひとり親世帯で、保護者が月120時間以上就労する場合 など
保育短時間 (8時間) 8:30~16:30	<ul style="list-style-type: none">・保護者のいずれかがパートタイムで就労する場合 (ただし、月48時間以上かつ月12日以上就労が必要です。)・保護者のいずれかが求職活動で保育の支給認定を受けている場合・保護者のいずれかが育児休業中の場合 など

支給認定の変更

◇ 支給認定通知書が交付された後に、保育を必要とする事由や家庭の状況などに変更があった場合は、支給認定の変更が必要となります。変更希望月の前月までに奄美市各総合支所保育担当課までご連絡ください。

延長保育

◇ 延長保育は、就労時間等の関係でやむを得ず認定された保育の必要量よりも多くお子さんを預けたい場合に利用できます。利用料や利用可能時間などの詳細は各施設にてご確認ください。

利用辞退（退所）

◇ 奄美市外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなった場合は、分かり次第早急に奄美市各総合支所保育担当課へ「保育所等退所届」をご提出ください。

施設変更（転園）

◇ 利用開始後に利用する保育施設の変更（転園）を希望される場合は、入所3ヶ月後より転園希望申請を出すことができます。奄美市各総合支所保育担当課にお申込みください。

長期欠席について

◇ 入所している児童の疾病などでやむを得ず欠席する場合は、連続して89日目を迎える月の月末まで在籍できます。

2号認定から1号認定へ変更する場合の支給認定の変更申請

- ◇2号認定を受けたお子さんが認定こども園で保育を受けている場合で、保育の必要性の事由がなくなったにもかかわらず引き続き認定こども園を利用するときは、支給認定の変更申請が必要です。
- ◇1号認定として私立認定こども園を利用する場合、認定こども園を通じて支給認定申請書兼施設入所（園）申込書を提出してください。

育児休暇を取得する場合

- ◇第2子以降の出産による育児休暇を取得する方で「妊娠中または出産」の事由により保育施設をすでに利用しているそのきょうだいは、次に該当し保育の必要性が認められる場合に限り、特例として保育施設を一定期間引き続き利用することができます。

ケース	利用できる期限	必要な書類
育児休業法に基づく育児休業を取得する場合	出産月の翌月1日から起算して12か月後の月末日まで	就労証明書（復帰予定日の記載のあるもの）
出産前の勤務先に産後1年以内に再雇用されることが決まっている場合	出産月の翌月1日から起算して12か月後の月末日まで	就労証明書（出産前の勤務先が就労開始日を証明したもの）

※上記の期限内にいずれの要件にも該当しなくなった場合は、保育施設を利用できません。

7. 市外の保育施設の利用申請（広域入所）

里帰り出産や勤務地が奄美市外にある等の場合、奄美市外の保育施設等の利用を希望することができます。各自治体の所管をこえて保育施設等を利用することを「**広域入所**」といいます。自治体によっては、所管地域外からの入所を受け付けていない場合もありますのでご了承ください。

申請の流れ

1. 希望する保育施設等がある自治体へ確認を行う

奄美市に申請書類を提出する前に、以下の項目について相手方自治体の保育担当部署へ確認をしてください。

- ① 入所希望月の申請締切日
- ② 申請に必要な書類、様式指定の有無（奄美市の様式を使ってよいか）
- ③ 希望する保育施設等に利用制限はあるか（市外在住の場合は私立保育所等を希望できない等の利用制限が設けられている場合があります）
- ④ 申込する際の注意点
- ⑤ 希望する保育施設等の空き状況

2. 必要書類を準備し、奄美市に提出

提出された申請書類を奄美市で確認後、相手方自治体へ送付いたしますので締切日直前のご提出では間に合わないことも考えられます。余裕をもってご提出くださいますようお願いいたします。

3. 奄美市から相手方自治体へ書類送付（協議）

相手方自治体からの依頼に基づき、奄美市から申請者に対して書類の追加提出等を依頼する場合があります。

4. 相手方自治体から奄美市へ届いた利用可否の結果を申請者へ送付

相手方自治体から奄美市に利用の可否について結果が送付されますので、奄美市から申請者に対して結果を通知いたします。

5. 内定した場合

利用内定の場合、自治体によって内定施設での面談や健康診断の受診等が必要になることがあります。相手方自治体の指示に沿ってご対応ください。

《ご注意いただきたいこと》

- 申請時点で奄美市内の保育施設等を利用している場合、広域入所を利用する期間は退所（園）しなければなりません。（二重在籍はできません）
- 広域入所の利用終了後、再び奄美市の保育施設等の利用を希望する場合は、新たに入所（園）手続きが必要となり、空きがない場合は待機児童となることもございます。

●広域入所をせず、相手方自治体の認可外保育施設等（一時預かりなど）を利用する場合は、退所（園）する必要はございません。ただし、現在利用中の保育施設等で保育料等が発生している場合は、広域入所の利用期間中においても保育料等が発生いたしますのでご了承ください。

●広域入所の利用期間中に利用期間や保育の理由等について変更がある場合は、まず奄美市子ども未来課へご連絡ください。

8. 該当する場合のみ必要となる資料

対象者の状況	必要書類
障がいを持っている世帯員がいる場合	該当する手帳の写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
離婚調停中で配偶者と別居して半年が過ぎている場合	・離婚調停中を確認できる書類
法人化していない自営業の場合等（就労証明書の証明者が本人、配偶者、または3親等内の親族の場合）	就労証明書と下記書類のうちいずれか1つ ・開業後、間もない場合 …開業届や営業許可証等 ・税の申告をしている場合 …税申告書（写し） ・専従者の場合 …青色事業専従者給与に関する届出書等
同伴就労の場合（入所している児童以外の子供を見ながら就労している場合）	・就労証明書 ・就労状況申立書

※同伴就労について

出産したお子さまが入所不可の場合にのみ認定可能としています。また、この場合の認定期間は同伴しているお子さまが1歳を迎える前日が属する月末までとなります。

また、現在1歳を過ぎたお子さまを連れて就労等している場合は今年度末までの認定となりますのでご注意ください。

9. 保育の必要性および認定期間について 【対象者：父・母・その他】

保育を必要とする事由	事前に準備が必要な書類	保育必要量	認定期間
月 120 時間以上 <u>就労</u> する	・ 就労証明書	保育標準時間	証明書で届け出た就労が続いている間
月 48 時間以上 120 時間未満 <u>就労</u> する（月 12 日以上就労する場合に限る）	・ 就労証明書	保護者の必要量に応じて認定	
母親が <u>出産の前後</u> である。	・ 母子手帳の表紙と出産予定日のわかるページ	保育標準時間	産前 6 週（多胎児は 14 週）から、出産日から 8 週間を経過する日の翌日が属する月末
<u>疾病</u> にかかる、 <u>負傷</u> している、または精神・身体に <u>障がい</u> を負っている	・ 診断書（疾病の認定書類） ・ 該当する手帳等	保育標準時間	完治等により事由が解消するまで
親族を <u>常時介護・看護</u> している	・ 診断書（看護・介護の認定書類） ・ 該当する手帳等	保護者の必要量に応じて認定	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の <u>災害復旧</u> に当たっている	・ 災害復旧申立書（ボランティアの場合） ・ 災害証明書	保育標準時間	災害復旧に従事している間
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業活動</u> を行っている	—	保育短時間	求職活動開始から 89 日目を迎える月の月末まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学中</u>	・ 学生証または在学証明書	保護者の必要量に応じて認定	卒業（修了）予定日を迎える月の月末まで
育児休業法に基づく <u>育児休業</u> を取得している	・ 就労証明書（復帰予定日のわかるもの）	保育短時間 ※奄美市では、子の発達や成長のために育児休業での認定をもっています。	出産したお子様が 1 歳を迎える前日の属する月末まで ※保育所に入所を希望しているが入所できない場合は 2 歳を迎える前日の属する月末まで
出産前の勤務先に、出産後再雇用されることが決まっている	・ 就労証明書（出産前の勤務先が就労開始日を証明したもの）		

※ 各種提出書類は現況届提出締切日の 3 カ月前までのものが有効となります。

※ 就労証明書、診断書、各種申立書は指定の様式となります。

10. 保育所利用料について

奄美市保育所利用料について

保育所利用料の決定は、児童の年度当初年齢区分と保護者の市町村民税額を基に算定されます。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～翌3月分は、今年度の市民税額から算定します。（祖父母等同居世帯の場合、世帯の状況等により祖父母も含めます。）なお、市町村民税額を計算する場合、「住宅取得特別控除・配当控除・外国税額控除・国税電子申告（e-tax）・ふるさと納税控除・寄付金（共同募金会・日本赤十字社）控除」の適用はありません。

※認可保育所・地域型保育施設・認定こども園（保育）の保育利用料は公立・私立とも同額です。

※年収目安については、世帯の控除等の状況により実際の年収とは異なることもありますのでご注意ください。

※指定都市からの転入者については市町村民税所得割課税額に6/8を乗じたものにより算定します。

※子育て支援のため国基準額から6割負担（3階層、4階層については5割負担）とし、差額は市が支援を行います。

ひとり親世帯等に該当する場合は、保育料の軽減があります

「ひとり親世帯等」とは以下に該当する世帯です。利用料が軽減されますので担当者へ申請してください。

- 1 母子（父子）世帯（児童扶養手当またはひとり親家庭医療の受給対象保護者）
- 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- 3 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金の受給者を有する世帯

※ 未婚のひとり親についても、「みなし寡婦控除」の適用がありますのでお問い合わせください。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		参考（国基準） その他世帯 3歳未満児	保育所利用料金表（単位：円）			
			その他世帯 3歳未満児		ひとり親世帯等 3歳未満児	
階層	定義 （年収目安）	標準	標準	短時間	標準	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （～約260万円）	0	0	0	0	0
3	Ⅱ所得割課税額 48,600円未満 （～約330万円）	19,500	9,700	9,600	4,500	4,500
4-1	Ⅱ所得割課税額 57,700円未満 （～約360万円）	30,000	15,000	14,800	4,500	4,500
4-2	Ⅱ所得割課税額 97,000円未満 （～約470万円）	30,000	15,000	14,800	所得割課税額が77,101円以上の世帯については、ひとり親世帯等に該当する場合も左欄と同額となります。	
5	Ⅱ所得割課税額 169,000円未満 （～約640万円）	44,500	26,700	26,300		
6	Ⅱ所得割課税額 301,000円未満 （～約930万円）	61,000	36,600	36,000		
7	Ⅱ所得割課税額 397,000円未満 （～約1,130万円）	80,000	48,000	47,200		
8	Ⅱ所得割課税額 397,000円以上 （約1,130万円～）	104,000	62,400	61,400		

多子世帯への軽減について（階層区分ごとに異なります）

3、4-1階層について	保育所等の同時入所を問わず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
4-2～8階層について （奄美市独自の事業により利用料を軽減しています。一部鹿児島県事業）	①保育所等（公立・私立幼稚園含む）に同時入所している場合に限り、第2子は半額、第3子以降は無料となります。 ②また、満18歳未満の児童を現に3人以上扶養しており、その世帯の児童のうち、3人目以降に該当する児童が保育所に入所している場合には、保育料利用料の軽減を受けない児童（1人入所又は2人以上同時入所の1人目）が2/3に、保育所利用料が1/2に軽減されている児童（2人以上同時入所における2人目）は1/4に軽減されます。 ※②の軽減については令和3年4月1日以前に出生された児童が対象となります。

ひとり親世帯等に該当する場合の多子世帯への軽減について

3、4-1階層について	保育所等の同時入所を問わず、第2子以降は無料となります。
4-2～8階層について	その他世帯と同様の軽減になります。

11. 給食費免除範囲について

給食費免除範囲について

給食費（副食費）は保育所利用料の決定と同様に、児童の年度当初年齢区分と保護者の市町村民税額を基に算定されます。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～翌3月分は、今年度の市民税額から算定します。（祖父母等同居世帯の場合、世帯の状況等により祖父母も含めます。）なお、市町村住民税額を計算する場合、「住宅取得特別控除・配当控除・外国税額控除・国税電子申告（e-tax）・ふるさと納税控除・寄付金（共同募金会・日本赤十字社）控除」の適用はありません。

※0～2歳児の給食費は保育所利用料に含まれます。3～5歳児は幼児教育・保育の無償化により保育料が無償化されましたが、給食費は無償化対象とならないため施設にて徴収となります。給食費は施設の設定する金額により異なります。

※年収目安については、世帯の控除等の状況により実際の年収とは異なることもありますのでご注意ください。

※指定都市からの転入者については市町村民税所得割課税額に6/8を乗じたものにより算定します。

ひとり親世帯等に該当する場合は、給食費免除範囲が異なります

「ひとり親世帯等」とは以下に該当する世帯です。給食費が軽減される場合がありますので担当者へ申請してください。

- 1 母子（父子）世帯（児童扶養手当またはひとり親家庭医療の受給対象保護者）
- 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- 3 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金の受給者を有する世帯

※ 未婚のひとり親についても、「みなし寡婦控除」の適用がありますのでお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園（1号）

階層	世帯	年収ベース	所得割ベース	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	-	0～77,100	免除		
2	非課税世帯	260万未満相当				
3	課税世帯	360万未満相当				
4	課税世帯	680万未満相当	77,101～	徴収		小学3年生以下の第3子以降免除
5	課税世帯	680万以上相当				

認可保育所・認定こども園（2号）

階層	世帯	年収ベース	所得割ベース	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	-	0～0	免除		
2	非課税世帯	260万未満				
3	課税世帯	330万未満				
4(1)	課税世帯	360万未満	48,600～57,699	徴収		
4(2)	課税世帯	470万未満	57,700～96,999			
5	課税世帯	640万未満	97,000～168,999			
6	課税世帯	930万未満	169,000～300,999			
7	課税世帯	1,130万未満	301,000～396,999			
8	課税世帯	1,130万以上	397,000～			

ひとり親世帯等に該当する場合の多子世帯への軽減について

ひとり親世帯等に該当する場合、所得割課税額が77,101円未満の世帯については、免除となります。所得割課税額が77,101円以上の場合は、他の世帯と同等となります。

12. 各種利用料のお支払い方法

	利用施設	0・1・2歳児	3・4・5歳児
保育所利用料	認可保育所（園）	【支払先】 奄美市 【支払方法】 口座振替または納付書払	
	認定こども園 地域型保育施設	【支払先】 各利用施設 【支払方法】 各利用施設へお問い合わせください	
保育所給食費	公立保育所	保育所利用料に含まれています	【支払先】 奄美市 【支払方法】 口座振替または納付書払
	公立保育所以外の 幼稚園 認可保育所（園） 認定こども園	保育所利用料に含まれています	【支払先】 各利用施設 【支払方法】 各利用施設へお問い合わせください
バス利用料 幼稚園	名瀬幼稚園のみ		【支払先】 奄美市 【支払方法】 口座振替または納付書払

●口座振替・振替日

保育所利用料・保育所給食費：**利用月の25日**（土日祝日にあたる場合は翌金融機関営業日）

幼稚園バス利用料：**利用月の24日**（土日祝日にあたる場合は翌金融機関営業日）

●納付書・納期限

保育所利用料・保育所給食費：**利用月の翌月5日**（指定金融機関、コンビニエンスストア各店舗または奄美市指定の各アプリ決済にて対応可）

幼稚園バス利用料：**利用月の翌月5日**（指定金融機関のみ）

※利用料等の滞納について

保育所利用料等を滞納された場合は、施設を通じて督促状を発行いたします。期日までに納付されない場合、地方税の滞納処分の例により滞納処分を行います。納付が難しい場合は各支所の担当者へ相談ください。

※その他徴収金について

給食費や行事費等、各施設によって金額がことなるため、各施設にお問い合わせください。